

三重県政記者クラブ・田原市政記者  
クラブ・鳥羽志摩記者クラブ同時発表

平成22年4月21日（水）  
愛知県地域振興部交通対策課  
エコモビリティライフ推進グループ  
担当 柴山、竹澤 内線 2384,2385

## 第1回鳥羽伊良湖航路対策協議会の結果概要について

平成22年4月21日（水）午前10時30分から三重県勤労者福祉会館において開催した第1回鳥羽伊良湖航路対策協議会の結果概要については、下記のとおりです。

### 記

- 1 日 時 平成22年4月21日（水）午前10時30分から正午まで
- 2 場 所 三重県勤労者福祉会館 地下1階 特別会議室
- 3 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり
- 4 内 容

#### （1）鳥羽伊良湖航路対策協議会の設立

規約（案）が承認され、鳥羽伊良湖航路対策協議会が設立されました。

（承認された規約は別紙のとおり）

#### （2）協議結果

当面の活動方針について意見交換した結果、

- ・鳥羽伊良湖航路廃止に伴う地域への影響を分析する。
- ・現フェリー会社の運航継続や、新たな運航事業者への円滑な事業継承に向けた条件整理等について協議する。
- ・上記の分析、協議を踏まえた協議会としての対応方策を検討することとしました。

○第1回鳥羽伊良湖航路対策協議会出席者名簿

所属	役職	名前	備考
中部運輸局企画観光部	部長	森 勝彦	
中部運輸局海事振興部	部長	水谷一之	
中部地方整備局企画部	事業調整官	花木道治	代理
愛知県地域振興部	部長	山田周司	副座長
愛知県産業労働部	部長	木村 聡	
愛知県建設部	技監	澤田弘二	代理
三重県政策部	部長	小林清人	座長
三重県農水商工部観光局	局長	長野 守	
三重県県土整備部長	部長	北川貴志	
田原市	市長	鈴木克幸	
鳥羽市	副市長	木下憲一	代理

\* 順不同

## 鳥羽伊良湖航路対策協議会規約

(名称)

第1条 この会は、鳥羽伊良湖航路対策協議会（以下「対策協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 三重県伊勢・鳥羽・志摩地域と愛知県東三河地域を結び、両地域の活性化や交流に非常に重要な役割を担っている「鳥羽伊良湖航路」の今後のあり方や、存続に向けた対策について検討する。

(所掌)

第3条 対策協議会は次の事項を所掌する。

- (1) 委員間の情報交換
- (2) 航路の現状調査及び分析
- (3) 航路存続に向けた調査及び方策の検討

(組織)

第4条 対策協議会は別紙に掲げる委員で構成する。

(座長等)

第5条 対策協議会に次の役員を置く。

- (1) 座長 1人
- (2) 副座長 1人
- 2 座長は対策協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副座長は座長を補佐する。
- 4 座長は、三重県政策部長が務める。
- 5 副座長は、愛知県地域振興部長が務める。

(会議)

第6条 対策協議会の会議は座長が招集し、座長が会議の議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求めることができる。
- 3 委員は、所属を同じにする者を会議に代理出席させることができる。

(事務局)

第7条 対策協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、三重県政策部内及び愛知県地域振興部内に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、対策協議会の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

附則

1 この規約は平成22年4月21日から施行する。